

臨時報告第 10 号様式

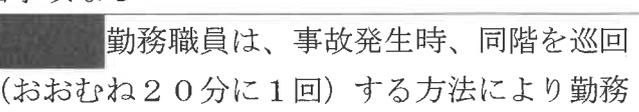
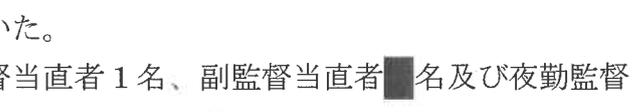
| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">矯 正 局 長 殿 東京矯正管区長</p> | <p>新刑乙発第 63 号 令和 5 年 1 月 16 日</p> <p style="text-align: right;">新潟刑務所長</p> |
|--|--|

自殺事故報告（刑事施設）

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|-------------|-------------------------|-----------|-----------------|-------|---------------|-------|--|-------|--|
| 事故の概況 | <p>令和 4 年 1 2 月 1 1 日（日）午前 8 時 3 2 分頃、当所 [] に収容中の [] 受刑者 []（以下「事故者」という。）が、白色タオル（ []、長さ約 84 センチメートル、幅約 35 センチメートル）の両端を結んで輪状にしたものを洗面台水道蛇口に掛けた上、同輪に自己の首を入れ、両膝立ちの状態で座り込むような姿勢でい首しているところを同階巡回勤務中の職員が発見し、直ちに非常ベル通報を行い、同時 33 分頃、同通報により駆け付けた監督当直者ほか数名の職員により、事故者に対して救命措置を講じるとともに救急車の要請を行い、同時 44 分頃、同居室に到着した救急隊員が、当所職員と交代して事故者に対する救命措置を開始した後、同 9 時 11 分、 [] 病院に救急車で搬送し、同時 26 分、同病院に到着し、救命措置が講じられたものの、同時 41 分、 [] との所見が示され、胸骨圧迫終了し、同時 57 分、同病院の医師により、事故者の死亡が確認されたもの（死因：縊死）。</p> <p>なお、事故者の最終生存確認は、同日午前 8 時 21 分頃、同階巡回勤務職員（朝配置勤務職員）が、事故者が同室内洗面台前に立っている状態を確認している。</p> | | | | | | | | | | |
| 事故の経緯 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">1 発 生 年 月 日</td> <td style="padding: 5px;">1 令和 4 年 1 2 月 1 1 日（日）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 発 見 時 刻</td> <td style="padding: 5px;">2 午前 8 時 3 2 分頃</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 場 所</td> <td style="padding: 5px;">3 当所 []（単独室）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4 方 法</td> <td style="padding: 5px;">4 白色タオルの両端を結んで輪状にしたものを同居室洗面台水道蛇口に掛けた上、同輪に自己の首を入れて、同洗面台を背にして両膝立ちの状態で座り込むような姿勢でい首したもの。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5 経 緯</td> <td style="padding: 5px;">5 [] (1) [] から当所に入所した。 なお、 [] 同日、当所におい</td> </tr> </table> | 1 発 生 年 月 日 | 1 令和 4 年 1 2 月 1 1 日（日） | 2 発 見 時 刻 | 2 午前 8 時 3 2 分頃 | 3 場 所 | 3 当所 []（単独室） | 4 方 法 | 4 白色タオルの両端を結んで輪状にしたものを同居室洗面台水道蛇口に掛けた上、同輪に自己の首を入れて、同洗面台を背にして両膝立ちの状態で座り込むような姿勢でい首したもの。 | 5 経 緯 | 5 [] (1) [] から当所に入所した。 なお、 [] 同日、当所におい |
| 1 発 生 年 月 日 | 1 令和 4 年 1 2 月 1 1 日（日） | | | | | | | | | | |
| 2 発 見 時 刻 | 2 午前 8 時 3 2 分頃 | | | | | | | | | | |
| 3 場 所 | 3 当所 []（単独室） | | | | | | | | | | |
| 4 方 法 | 4 白色タオルの両端を結んで輪状にしたものを同居室洗面台水道蛇口に掛けた上、同輪に自己の首を入れて、同洗面台を背にして両膝立ちの状態で座り込むような姿勢でい首したもの。 | | | | | | | | | | |
| 5 経 緯 | 5 [] (1) [] から当所に入所した。 なお、 [] 同日、当所におい | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>ては、自殺危険性を [] として判定して、 [] [] に收容した。</p> <p>(2) []</p> <p>(3) []</p> <p>(4) [] [] に收容した。</p> <p>(5) 同年12月11日(日)、午前8時21分頃、朝配置勤務職員主任看守 [] が、事故者の居室を視察した際、事故者が同室内洗面台前に立っている状態を確認した(最終生存確認)。</p> <p>(6) 同時32分頃、[] 勤務職員看守 [] が事故者の居室を視察したところ、事故者が、白色タオルの両端を結んで輪状にしたものを洗面台の水道蛇口に掛けた上、同輪に自己の首を入れて、同洗面台を背にして両膝立ちの状態で座り込むような姿勢でい首しているのを発見し、直ちに非常ベル通報した。</p> <p>(7) 同時33分頃、同通報により統括矯正処遇官看守長 [] (以下「[] 看守長」という。)ほか複数名の職員が駆け付け、同居室を開扉して入室した後、[] 看守長らが事故者の身体を抱え上げて、同タオルの一部を切断して同タオルを首から外し、同居室内に仰がさせたが、事故者は [] 看守長の呼びかけに応じず、意識が消失し、自発呼吸が認められなかったことから、事故者に心臓マッサージ等の蘇生措置を開始した。</p> <p>(8) 同時35分頃、救急車の出動を要請するとともに、同時36分頃、事故者の身体にAEDを装着</p> |
|--|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>し、作動させたところ、電気ショックが1回作動したものの、その後は、電気ショックの必要はなく、心臓マッサージを継続するようメッセージが流れたため、心臓マッサージを継続した。</p> <p>(9) 同時40分に救急車が到着し、同時44分頃、同居室に到着した救急隊員が、当所職員と交代して事故者に対する救命措置を開始した。</p> <p>(10) 同時53分、当所医務課長が重症指定した。</p> <p>(11) 同9時11分、[REDACTED] 病院へ向け出発した。</p> <p>(12) 同9時14分、新潟県警察江南警察署職員が当所に到着し、同時30分頃から本件事故について概要説明をした。</p> <p>(13) 同時17分、新潟地方検察庁宛てに事故者が自殺を企て重症の状態にあることを連絡した。</p> <p>(14) 同時26分、同病院に到着後、同時41分、胸骨圧迫終了し、[REDACTED] との所見が示された。</p> <p>(15) 同時57分、同病院において、死亡が確認された(死因: 縊死)。</p> <p>(16) 同10時2分、事故者が死亡した旨を通報した。</p> <p>(17) [REDACTED]</p> <p>(18) 同日午後零時7分から [REDACTED] までの間、[REDACTED] において、司法検視(検察官(検事): [REDACTED]) と併せて、行政検視が実施された後、同検察庁検事から当所長宛てに司法解剖については実施しない旨の連絡があった。</p> <p>(19) 同1時12分から同時54分までの間、本件事故の概要説明を実施した後、同検察官等による現場検証が実施され、あらためて同検事から司法解剖は実施しない旨の連絡があった。</p> <p>(20) [REDACTED]</p> |
|--|--|

| | | |
|-------|---------------|--|
| | 6 使用器具 | 6 白色タオル（  であり、縦幅約84センチメートル、横幅は約35センチメートル） |
| | 7 逮捕制圧等の状況 | 7 該当事項なし |
| | 8 事故による犯罪 | 8 該当事項なし |
| | 9 その他 | 9 特記事項なし |
| 事故者 | 1 事故者の種別 | 1 自殺した者 |
| | 2 身分 | 2  受刑者 |
| | 3 氏名 | 3  |
| | 4 生年月日 | 4  |
| | 5 罪名又は事件名 | 5  |
| | 6 刑名・刑期 | 6  |
| | 7 刑の起算日又は入所日 | 7  |
| | 8 刑の終了日 | 8  |
| | 9 犯数 | 9  |
| | 10 制限区分及び優遇区分 | 10  |
| | 11 所内における行状 | 11  |
| | 12 本籍 | 12  |
| | 13 住所 | 13  |
| | 14 要注意等の指定の有無 | 14  |
| | 15 その他 | 15 該当事項なし |
| 職員の状況 | 1 配置及び勤務状況 | 1  勤務職員は、事故発生時、同階を巡回視察（おおむね20分に1回）する方法により勤務していた。 |
| | 2 監督方法 | 2 監督当直者1名、副監督当直者  名及び夜勤監督者  名が、随時、監督巡回を実施していた。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 3 職責処理の状況 | 3 該当事項なし |
| 事態 収拾 の 措 置 | 1 職員の非常招集 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警察署への依頼 | 1 本件事案対応及び病院勤務職員等として、所長以下23名の職員を非常招集した。 2 該当事項なし 3 該当事項なし 4 該当事項なし |
| 事 故 の 原 因 ・ 動 機 | 1 事故者の動機 2 施設側の欠陥 | 1 同日、法務事務官看守長[REDACTED]ほか1名の職員が、事故者の居室を検査したが、遺書等は発見されず、動機は不明である。 2 該当事項なし |
| 事 故 者 に 対 す る 措 置 | 1 懲 罰 2 事 件 送 致 | 1 該当事項なし 2 該当事項なし |
| 改 善 事 項 | 1 改善した事項 | 1 (1) 職員への注意喚起について 令和4年12月12日(月)午前7時20分及び午前8時30分からの職員点検時、幹部職員が本件事案の概要を説明した上で、被収容者の動静に不審な点が認められた場合には、声掛け等を行うなどして心情把握を徹底するよう注意喚起を行った。 (2) 内規の発出による保管理体制の強化 |

| | | |
|----------------|---------------------------------|--|
| | | <p>令和4年12月12日付け所長指示第113号「自殺事故の防止について」を発出し、また、同事案の職務研修を実施して同種事案の防止及び心情把握の徹底を図った。</p> <p>(3) 要注意者等の指定の見直し 全被収容者について、直近の動静等を踏まえて自殺リスクの見直しを行い、自殺・自傷要視察者に新たに2名を指定して、嚴重な動静視察を実施することとした。</p> <p>(4) 物品制限解除等の時期の検討</p> <div data-bbox="794 712 1503 1025" style="background-color: black; width: 100%; height: 140px; margin: 10px 0;"></div> <p>今後は、ある程度の期間、動静視察を行ってから、制限等を解除していくこととした。</p> |
| <p>その他参考事項</p> | <p>2 改善すべき事項 マスコミ等からの取材</p> | <p>2 該当事項なし</p> <p>令和4年12月11日(日)午後9時44分、報道機関への公表を行ったところ、共同通信、BSN、テレビ新潟、読売新聞、NHK、新潟日報、NST、朝日新聞及び毎日新聞の計9社から電話による取材があり、同月12日(月)、日刊スポーツ、NHK、VX新潟テレビ、BSN、TBS及びテレビ新潟のネットニュースに、同月13日(火)、新潟日報、読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞の朝刊に掲載された。</p> |